

証券コード 9059
(発送日) 2024年6月10日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月31日

株 主 各 位

東京都千代田区神田三崎町三丁目2番4号
カンダホールディングス株式会社
代表取締役社長 原 島 藤 壽

第111回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第111回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、事前に書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2024年6月25日（火曜日）午後5時35分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://kanda-web.co.jp/>



- ・上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」、「株主総会資料」を順に選択いただき、2024年3月期をご確認ください。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9059/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



- ・上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「カンダホールディングス」または「コード」に当社証券コード「9059」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

敬 具

- ・株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2024年6月26日(水曜日)午前10時(受付開始:午前9時)
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目4番1号
K K R ホテル東京 11階 孔雀の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第111期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに
会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第111期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 連結計算書類の「連結注記表」
② 計算書類の「個別注記表」
- なお、監査役および会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時35分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時35分到着分まで



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股

御中

××××年 ×月×日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1・3号議案
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 第2号議案
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

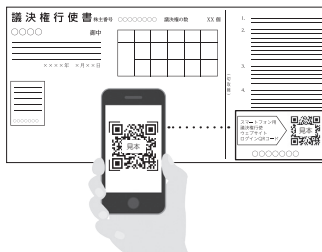
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

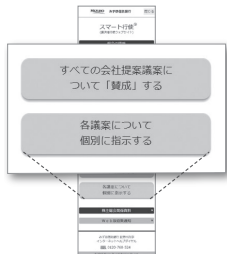
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

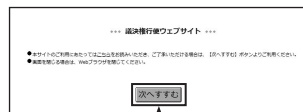
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

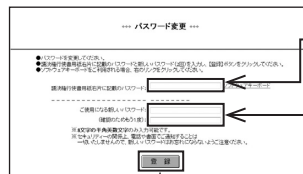
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第111期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金9.5円といたしたいと存じます。また、この場合の配当総額は203,543,409円となります。

なお、中間配当金として1株当たり9.5円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり19円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日といたします。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	つちや みちこ 土屋 ミチ子 (1960年6月5日)	1984年6月 神田運送(株) (現 当社) 入社 1998年3月 同社経理部経理課主任 2005年2月 同社経理部経理課課長 2011年2月 同社経理部経理課次長 2016年5月 (株)ペガサスグローバルエクスプレス取締役管理 本部長 2019年6月 当社常勤監査役 (現任)	28,500株
	(監査役候補者とした理由) 候補者は、当社の経理部において長年決算実務等に従事した後、(株)ペガサスグローバルエクスプレスの取締役管理本部長を経て、2019年6月より、当社の常勤監査役を務めております。経理・財務に関する知識のみならず、当社の健全かつ適切な運営に必要となる知識・経験を有しており、引き続き常勤監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し監査役候補者いたしました。		
2	おおむろ さちこ 大室 幸子 (1980年4月25日)	2004年10月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 森・濱田松本法律事務所入所 2018年1月 同法律事務所パートナー (現任) 2022年6月 当社社外監査役 (現任) [重要な兼職の状況] 森・濱田松本法律事務所パートナー	一株
	(社外監査役候補者とした理由) 候補者は、現在当社の社外監査役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年になります。同氏は弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらを当社の監査に活かしていただきたいため、社外監査役候補者いたしました。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
3	※ おがさわら かおる こ 小笠原 薫子 (1965年8月23日)	1996年10月 青山監査法人入所 1999年5月 公認会計士登録 1999年7月 プライスイウォーターハウスコーパース税務事務所入所 2003年10月 新日本監査法人入所 2012年6月 税理士登録 2012年7月 小笠原会計事務所開設 所長 (現任) [重要な兼職の状況] 小笠原会計事務所 所長	一株
(社外監査役候補者とした理由) 候補者は、公認会計士および税理士として企業会計ならびに税務等にかかる豊富な知識と経験を有しており、これらを当社の監査に活かしていただきたいため、社外監査役候補者といたしました。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業会計に精通しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。			

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 大室幸子氏および小笠原薫子氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、土屋ミチ子氏および大室幸子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に関する損害賠償責任に関し、定款第39条により法令が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。2氏の再任が承認された場合は、2氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、小笠原薫子氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の2. 会社の現況(3)会社役員(4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 大室幸子氏の戸籍上の氏名は竹中幸子です。
7. 大室幸子氏は日本化学産業株式会社の監査役候補者であり、同社の2024年6月25日の定時株主総会で選任が承認されますと、同社の社外監査役に就任する予定であります。また当社と日本化学産業株式会社との間には特別の利害関係はありません。
8. 小笠原薫子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしておりますので、同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役真下芳隆氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
真 下 芳 隆	2012年6月 当社社外監査役（現任）

以上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度（2023年4月1日～2024年3月31日、以下「当期」という。）におけるわが国経済は、コロナ禍明け後の経済活動の正常化が進み、個人消費の持ち直しの動きや円安によるインバウンド需要等により緩やかな回復基調となりました。しかしながら、食品や電気料金など生活必需品の値上げを含む物価高に加えて、国外ではウクライナ情勢の長期化、緊迫する中東情勢、中国経済の不確実性が大きく、依然として先行きの不透明な状況で推移しております。

このような経済環境の中、物流業界におきましては、国内における貨物量は引き続き低調に推移し、国際貨物の荷動きは全体的に停滞し、電気代をはじめエネルギー価格の負担も懸念されます。また、2024年4月から適用された自動車運転業務における時間外労働時間の上限規制（2024年問題）に向けた対応も課題となっております。

当社グループにおきましては、国内部門では、前々期から前期にかけて獲得した新規営業や既存取引の業容拡大、M&A等の要因に加え、これまで行なった燃料価格や各種調達コストの上昇を踏まえた適正運賃の確保が進んだことから、前期比増収増益となる一方、国際部門では、全体的な荷動きの停滞に加え、前期までみられた需要逼迫による特需的な要因の解消が継続していることから、前期比減収減益となっております。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は、51,123百万円（前期比1.0%減）となり、営業利益は3,432百万円（前期比25.7%増）、経常利益は3,531百万円（前期比26.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,273百万円（前期比28.1%増）となりました。

事業別の営業収益の状況は次のとおりです。

事業別	営業収益	構成比	前期比
貨物自動車運送事業	38,605	75.5%	104.6%
国際物流事業	10,621	20.8	82.3
不動産賃貸事業	886	1.7	99.4
その他事業	1,009	2.0	113.1
合計	51,123	100	99.0

(注)営業収益には、事業間の内部収益および振替高を含んでおりません。

② 設備投資の状況

設備投資の総額は、4,881百万円であります。この主なものとして、建物及び構築物2,119百万円、土地1,904百万円、機械装置及び車輛運搬具506百万円、工具、器具及び備品232百万円、ソフトウェア119百万円の設備投資をいたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に不動産取得資金等2,100百万円を金融機関より調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社子会社のワカバ運輸株式会社は2023年7月31日に清算終了いたしました。

また、当社子会社のPT.Pegasus Global Express Indonesiaは、2023年7月12日に清算終了いたしました。

(2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

項目 \ 期別	第108期 (2020年度)	第109期 (2021年度)	第110期 (2022年度)	第111期 (当連結会計年度) (2023年度)
営業収益 (百万円)	44,035	47,645	51,621	51,123
経常利益 (百万円)	2,475	3,097	2,802	3,531
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,501	1,948	1,774	2,273
1株当たり当期純利益 (円)	69.74	90.51	82.46	105.91
総資産 (百万円)	40,831	41,247	42,306	46,729
純資産 (百万円)	19,138	20,563	22,033	24,025
1株当たり純資産額 (円)	888.41	954.54	1,023.24	1,121.33

- (注) 1. 収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第109期の期首から適用しており、第109期以降に係る財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
2. 当社は、2023年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第108期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」、「1株当たり純資産額」を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
カンダコーポレーション株式会社	100百万円	100.0%	運 送 事 業
株式会社カンダコアテクノ	80	100.0	運 送 事 業
カンダリテールサポート株式会社	80	100.0	運送事業・警備業
株式会社ペガサスグローバルエクスプレス	330	98.3 (100.0)	国際宅配便事業
株式会社ロジメディカル	30	0.0 (100.0)	運 送 事 業
カンダ物流株式会社	80	0.0 (100.0)	運 送 事 業

(注) 当社の議決権比率欄の () 内は、間接所有を含めた割合であります。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済状況は、物価上昇や円安傾向が継続していることから個人消費の盛り上がりに期待ができず、景気の先行きは依然不透明な状況が続くものと思われま

す。当社グループは引き続き、新規業務の獲得、グループ会社や施設間の連携強化、配送効率の向上、M&Aや物流現場への先端技術の導入などに積極的に取り組んでまいります。また、物流業界における慢性的なドライバー不足を背景とした人件費の引上げ、燃料価格や各種調達コストの上昇を含めた適正運賃の確保や更なる効率化等、利益確保に向けた取り組みを継続的に進めてまいります。

また、当社グループの取締役および使用人に対し、コンプライアンスに関する研修等を実施し、当社グループにおける不正事件や不祥事の未然防止に引き続き取り組んでまいります。

通期の業績予想につきましては、連結営業収益52,000百万円、連結営業利益3,470百万円、連結経常利益3,550百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2,280百万円を見込んでおります。

株主の皆様におかれましては、何卒今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、当社および子会社で構成され、貨物自動車運送事業および国際物流事業、不動産の賃貸を主な事業としております。

(6) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

カンダホールディングス株式会社	(本社) 東京都千代田区
カンダコーポレーション株式会社	(本社) 東京都千代田区 東京都: 辰巳営業所、ネットスーパー統括 埼玉県: 岩槻営業所、熊谷営業所、三郷センター 久喜菖蒲センター 栃木県: 足利中央営業所、小山協同センター 群馬県: 北関東物流センター、邑楽営業所、太田営業所 千葉県: 東金センター、野田センター 愛知県: 小牧営業所 兵庫県: 尼崎営業所 宮城県: 南東北物流センター
株式会社カンダコアテクノ	(本社) 東京都千代田区 東京都: ロジテクノ営業所、江東営業所 埼玉県: 加須営業所、久喜営業所 神奈川県: 座間営業所 岩手県: 花巻営業所
カンダリテールサポート株式会社	(本社) 東京都千代田区 東京都: 東京CSセンター 群馬県: 北関東CSセンター 愛知県: 東海CSセンター 大阪府: 関西CSセンター
株式会社ペガサスグローバル エクスプレス	(本社) 東京都江東区 東京都: フォワーディング事業部、EC事業部、 青果事業部、東京支店 埼玉県: さいたま営業所 神奈川県: 神奈川営業所 群馬県: 北関東営業所 千葉県: 成田通関センター、千葉営業所 静岡県: 中部支店 愛知県: 名古屋支店 大阪府: 大阪支店 京都府: 京滋営業所 兵庫県: 神戸営業所 広島県: 中・四国支店 福岡県: 九州営業所

株式会社ロジメディカル	(本社) 埼玉県加須市 東京都：多摩営業所、多摩配車センター 埼玉県：大利根営業所、加須豊野台営業所、 大利根共配センター、加須花崎営業所、 さいたま営業所、さいたま配車センター、 さいたま第二営業所 神奈川県：海老名営業所、厚木営業所 愛知県：小牧営業所、大府営業所、岡崎営業所 三重県：四日市営業所 大阪府：大阪営業所、大阪配車センター、大阪第二営業所 福岡県：福岡営業所
カンダ物流株式会社	(本社) 群馬県邑楽郡邑楽町 群馬県：北関東主管営業所、伊勢崎営業所、 群馬センター、高崎営業所、日高営業所 栃木県：宇都宮営業所、宇都宮平出営業所、 足利野田営業所

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,784 (2,306) 名	6名増 (302名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員等の臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
29 (1) 名	- (-) 名	53.4歳	14.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。当社の使用人数は、管理部門要員として事業会社からの出向者で構成されています。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,026百万円
株式会社商工組合中央金庫	1,000
株式会社みずほ銀行	824

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 38,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 23,308,720株 |
| ③ 株主数 | 7,199名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社原島不動産	7,891千株	36.83%
カンダ従業員持株会	1,128	5.26
カンダ共栄会	837	3.90
株式会社三井住友銀行	745	3.47
原島藤壽	698	3.25
株式会社原島本店	696	3.24
ユウエイ株式会社	644	3.00
高橋彰子	446	2.08
和佐見勝	269	1.25
三菱ふそうトラック・バス株式会社	266	1.24

- (注) 1. 当社は自己株式1,883千株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 社 長 (代表取締役)	原 島 藤 壽	カンダコーポレーション(株)代表取締役社長
専 務 取 締 役	山 崎 唯	営業本部長、カンダコーポレーション(株)専務取締役、(株)カンダコアテクノ代表取締役社長
常 務 取 締 役	中 谷 智	営業副本部長、カンダコーポレーション(株)常務取締役、(株)ペガサスグローバルエクスプレス代表取締役社長
常 務 取 締 役	江 文 順 一	管理本部長、人事部長、グループ会社統括室長、カンダコーポレーション(株)常務取締役、(株)神田エンタープライズ代表取締役社長、カンダビズパートナー(株)代表取締役社長
取 締 役	加 藤 俊 彦	一橋大学大学院経営管理研究科長兼商学部長、一橋大学大学院経営管理研究科教授
取 締 役	齊 藤 実	神奈川大学経済学部教授
常 勤 監 査 役	土 屋 ミ チ 子	
監 査 役	真 下 芳 隆	(株)すみれ代表取締役社長
監 査 役	大 室 幸 子	森・濱田松本法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役加藤俊彦氏および取締役齊藤実氏は、社外取締役であります。
2. 監査役真下芳隆氏および監査役大室幸子氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役土屋ミチ子氏は、過去に当社の経理部に在籍し、(株)ペガサスグローバルエクスプレスの取締役管理本部長に就任した経験があり、財務および会計、法務等管理部門全般に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役加藤俊彦氏、社外取締役齊藤実氏、社外監査役真下芳隆氏の3名を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、(株)東京証券取引所に届出ております。
5. 当事業年度中の取締役、監査役の異動および重要な兼職の異動について
- ①2023年5月31日付で、監査役真下芳隆氏は、丸伊運輸(株)の社外監査役を辞任により退任いたしました。
- ②2023年6月28日付で、江文順一氏は、取締役から常務取締役に就任しました。また同日付で、同氏は、カンダコーポレーション(株)において取締役から常務取締役に就任いたしました。
- ③監査役大室幸子氏は、日本化学産業(株)の監査役候補者であり、同社の2024年6月25日の定時株主総会で選任が承認されますと、同社の社外監査役に就任する予定であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役（社外取締役含む）であります加藤俊彦氏、齊藤実氏の2名および監査役であります土屋ミチ子氏、真下芳隆氏、大室幸子氏の3名との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および当社のすべての子会社の取締役および監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当社が負担します。

⑤ 取締役および監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、『人事諮問委員会』からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬および退職慰労金等の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位及び在任年数と当社従業員給与水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

また基本報酬とは別に、株主総会決議で承認されることを条件に、在任中の功労に報いるため、役位毎に年間ポイントを設定し、取締役を退任する当該月までの期間、毎月一定額の退職慰労金を引当て、取締役退任後に退職慰労金を支払うこととする。

b. 業績連動報酬の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度終了後に直前事業年度の連結業績等に応じ、毎年算定を行い、月例報酬として支払う。

業績連動報酬の個人別の報酬額については、基本報酬額の一定比率を標準値（1.0）とし、連結業績の結果（営業収益の伸び率、当期純利益金額、売上高経常利益率）のポイントおよびグループ会社の代表を兼務している取締役は、担当する当該事業会社の業績結果（営業収益の伸び率、売上高経常利益率、経常利益の伸び率）のポイントを合計したポイントに応じ、1.5倍～0.5倍の範囲で評価を行う。（基本報酬は役位による差があるが、業績連動報酬の役位による評価の違いは無い）

c. 取締役の個人別の報酬等の支給・付与の時期や条件の決定方針

（条件の決定に関する方針）

取締役の個人別の報酬額についての決定、退職慰労金贈呈の株主総会への議案提出、退職慰労金額についての決定は、取締役会決議によるものとする。

個人別の報酬等の改定議案の作成については、指標となる基礎データをグループ会社統括室にて纏め、管理本部長が議案書として作成し、議案書は独立社外取締役2名と代表取締役社長および管理本部長で構成する『人事諮問委員会』に諮問し、独立社外取締役の助言・提言を踏まえた後、取締役会にて審議し、決定とする。

退職慰労金贈呈の有無および贈呈に向けた総会への議案提出については、管理本部長にて議案書を作成し、人事諮問委員会に諮問後、取締役会にて審議し決定する。株主総会にて贈呈の可否について決議を得た後、取締役会において、社内における一定の基準に従い、社会情勢や貢献度などを踏まえ、金額および支払い時期について決議する。

（報酬を与える時期に関する方針）

取締役の個人別の報酬のうち基本報酬及び業績連動報酬については、取締役会にて決議した年額報酬を12か月の均等割りをして、月単位での報酬金額を算出し、毎月定額を支払う。辞任をした場合は、当該月までを支払う。

取締役の個人別の退職慰労金については、株主総会にて贈呈の可否について決議を得た後、取締役会の決議に基づき、原則として退任後に一括で支給する。

d. 上記の他報酬等の内容についての決定に関する重要事項

取締役の個人別の報酬の減額を行う場合は、該当する取締役からの報酬の返納要請に従い、個人別の報酬決定と同様に、管理本部長にて議案書を作成して人事諮問委員会に諮問した後、取締役会決議にて決議する。取締役会にて承認を得た翌月より返納する金額を差し引いた額を支払う。なお、返納された金額は次年度の役員報酬の算出においては数値に含めないものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	退職慰労引 当金繰入額	
取 締 役 (うち社外取締役)	99 (9)	51 (9)	39 (-)	9 (0)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	21 (9)	20 (9)	- (-)	1 (0)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	121 (19)	71 (18)	39 (-)	11 (1)	9 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬は、業績に連動させてインセンティブを付与するため、毎年算定を行い、月例報酬として支払っております。業績連動報酬の個人別の報酬額については、基本報酬額の一定比率を標準値 (1.0) とし、連結業績の結果 (営業収益の伸び率、当期純利益金額、売上高経常利益率) のポイントおよびグループ会社の代表を兼務している取締役は、担当する当該事業会社の業績結果 (営業収益の伸び率、売上高経常利益率、経常利益の伸び率) のポイントを合計したポイントに応じ、1.5倍~0.5倍の範囲で評価を行っております。基本報酬は役位による差がありますが、業績連動報酬の役位による評価の違いは無く、当事業年度は1.3倍の実績でした。当該業績指標を選定した理由は、短期および中長期的な企業価値の向上を計るうえで適切であると判断したからであります。評価結果は取締役会において、基準に則り算定されていることを確認のうえ承認されております。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第93回定時株主総会において年額240百万円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名 (うち、社外取締役は0名) です。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第93回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役加藤俊彦氏は、一橋大学大学院経営管理研究科長兼商学部長で、同大学大学院経営管理研究科の教授であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
- ・取締役齊藤実氏は、神奈川大学経済学部の教授であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
- ・監査役真下芳隆氏は、(株)すみれの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
- ・監査役大室幸子氏は、森・濱田松本法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。また、同氏は、日本化学産業(株)の監査役候補者であり、同社の2024年6月25日の定時株主総会で選任が承認されますと、同社の社外監査役に就任する予定であります。当社と同社との間には、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役加藤俊彦	13回	100%	—	—
取締役齊藤実	13回	100%	—	—
監査役真下芳隆	13回	100%	13回	100%
監査役大室幸子	13回	100%	13回	100%

- ・上記の取締役会のほか書面による取締役会決議が3回行われております。
- ・取締役会および監査役会における発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役加藤俊彦氏は、経営学を研究分野とする大学教授としての見地から、積極的に意見を述べており、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事諮問委員会の委員として、客観的中立的立場で当社および主要子会社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

取締役齊藤実氏は、神奈川大学経済学部教授として物流の分野に造詣が深くその見地から積極的に意見を述べており、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事諮問委員会の委員として、客観的中立的立場で当社お

よび主要子会社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

監査役真下芳隆氏は、取締役会において、主に法令や定款の遵守に係る見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

監査役大室幸子氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

44百万円

ロ. 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

44百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記イ. の報酬額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係者からの資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠などを検討した結果、妥当性があると判断し同意しました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社は、当社および当社グループ会社(以下「当社グループ」)の取締役および使用人が企業倫理や社会的責任を果たし、法令および定款に適合した職務を果たすために、コンプライアンス行動基準とそれを具体化したコンプライアンスマニュアルを策定し、当社グループの取締役および使用人に対し周知徹底を図る。
 - ロ. 当社は、コンプライアンスを確実に実行させるために、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社グループにおけるコンプライアンス体制の構築および運用を行う。
 - ハ. 当社は、社内通報制度や相談窓口を設け、当社グループにおける不正事件や不祥事を未然に防止するとともに、当社グループの取締役および使用人に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の醸成を図る。
- 二. 当社は、当社グループが社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力・団体との取引関係排除、その他一切の関係を持たない体制を整備する。また、当社グループにおいて、不当要求が発生した場合の対応統括部署は当社総務部とし、不当要求防止責任者は総務部長とする。平素から警察、弁護士等の外部専門機関と関係を構築し、不当要求には外部専門機関と連携して組織的に対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- イ. 当社の取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程等に基づき、適切に保存および管理を行う。
 - ロ. 当社の取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、常勤監査役の監査を受ける。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社は、当社グループのリスク管理体制を推進するために、リスク回避に関する規定をまとめた「危機管理マニュアル」を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。
 - ロ. 当社グループはそれぞれの事業に関するリスクの管理を行い、営業部門並びに管理部門の長は、定期的にリスク管理の状況を当社の取締役会に報告する。
 - ハ. 常勤監査役および監査室は、定期的にリスク管理の状況を監査する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社取締役会の決定に基づき、当社グループの取締役の業務執行が効率的に行われるように、組織規程、業務分掌規程および職務権限規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続について定める。

- . 当社の取締役会は経営理念の下に、当社グループの経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会が実績管理を行う。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制および当社グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ. 当社グループは、共通の経営理念、コンプライアンス行動基準、コンプライアンスマニュアル、グループ会社管理規程、職務権限規程の下、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
 - . 当社のグループ会社統括室は、定められたグループ会社管理規程に基づき、当社グループ会社に対する適切な経営管理を行う。
 - ハ. 当社グループ会社に対しては、監査室と常勤監査役が連携をとり、定期的に監査を実施し、その結果を社長および関係する営業部門並びに管理部門の責任者に報告する。重要な事項については取締役会に報告する。
 - ニ. 当社グループ会社の社長は、毎月1回開催する「月次会議」において、当社の社長ほか関係取締役および常勤監査役に対し、前月の決算状況のほか職務執行に係る事項を報告する。また当社グループ会社において重要な事象が発生した場合には、グループ会社統括室長に報告するとともに、事象の重大性に応じて経営会議あるいは取締役会に報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役職務を補助する使用人の設置を監査役が求めた場合は、監査役職務を補助する使用人（以下「補助使用人」）を配置する。
- ⑦ 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助使用人の任命、解任、人事異動については、監査役会の事前の同意を得た上で決定することとし取締役からの独立性を確保する。
- ⑧ 監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人は、当社の就業規則に従うが、当該監査役職務に関する指揮命令権は監査役に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については監査役会の同意を得た上で実施する。
- ⑨ 取締役および使用人並びに当社グループ会社の取締役、監査役および使用人から報告を受けた者が、監査役に報告するための体制
 - イ. 当社の取締役および使用人並びに当社グループ会社の取締役、監査役および使用人は、当社グループに重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、当社グループの取締役および使用人等による違法または不正な行為を発見したとき、その他当社の監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社監査役に報告する。また、当社グループ会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者についても、上記の事態が生じたときには当社の監査役に同様に報告する。

- . 営業部門並びに管理部門を統括する取締役は、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について、当社監査役に報告する。
 - ハ. 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査役に対して報告する。
- ⑩ 監査役への報告および報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社の監査役に報告・相談を行った当社の取締役および使用人並びに当グループ会社の取締役、監査役および使用人に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利な取扱いの禁止を「内部通報制度運用規程」に明記し、当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、当社監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。また、監査役職務の執行に協力し監査の実効性を担保するため、毎年、監査費用の予算措置を行い、監査役職務の執行に係る費用等の支払いを行う。
- ⑫ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社グループの取締役および使用人は、当社の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
 - . 当社の監査役は代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、また監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。
- ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社グループは、金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性の確保に努める。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 取締役および使用人の職務執行について
- コンプライアンス行動基準とそれを具体化したコンプライアンスマニュアルを策定しており、当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務執行については、社内研修および職場巡回指導の機会に、コンプライアンスマニュアルを通して公正かつ誠実な行動をとるよう周知徹底を図ってまいりました。また、コンプライアンス委員会を設置しており、内部通報制度とともに、不祥事につながる情報の収集と、速やかな是正措置を講じる体制を整備しております。なお、内部通報制度の活性化を目的に、内部通報の窓口情報を記載した「コンプライアンスカード」を、全ての取締役および従業員に配布することとしております。反社会的勢力・団体との取

引関係排除その他一切の関係を持たない体制として、当社は、不当要求防止責任者を選任し、当社および当社グループ各社に啓蒙を行う一方、弁護士や外部専門機関との関係を築き、研修会への出席やインターネットを介して関連情報の収集等に努めました。

② 監査室による内部監査の実施状況

内部監査規定に基づき、当社および当社グループ各社の事業所、部署に対し、労務管理、運行管理、職場環境その他、コンプライアンスの遵守状況について、年1回の監査室による内部監査を実施しました。監査結果は監査役と共有し、当社社長をはじめ取締役へ報告しました。

③ 監査役職務の執行について

監査役は、取締役会に出席して必要に応じて意見を述べるとともに、監査役会を開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告を行っております。常勤監査役は、取締役会に準じる経営会議の他、営業案件等について検討する役員検討会、営業部門毎に毎月開催される月次会議に出席し、監査役会を通じて社外監査役と情報共有を行っております。なお、内部監査を担当する監査室との連携をとり、必要に応じて実地調査を行っております。また、社外監査役は、社外取締役との情報連絡会を開催し、社外役員のみによる情報共有を行っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	19,386	流 動 負 債	15,315
現金及び預金	8,260	支払手形及び営業未払金	3,873
受託現金	3,982	短期借入金	3,634
受取手形、営業未収金及び	5,630	リース債	266
契約資産	122	未払金	799
棚卸資産	441	未払費用	595
前払費用	342	未払法人税等	567
リース投資資産	610	未払消費税等	691
その他	△3	前受り	357
貸倒引当金	△3	預賞与引当金	4,151
固 定 資 産	27,342	その他の	368
有形固定資産	23,843	そ の	9
建物及び構築物	9,445	固 定 負 債	7,388
機械装置及び運搬具	1,244	長期借入金	4,012
工具、器具及び備品	839	リース債	239
土地	12,210	繰延税金負債	970
リース資産	103	役員退職慰労引当金	225
無形固定資産	681	退職給付に係る負債	1,236
のれん	217	資産除去債務	44
ソフトウェア	301	預り保証金	650
電話加入権	28	その他	8
その他	134	負 債 合 計	22,703
投資その他の資産	2,816	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,522	株 主 資 本	23,445
長期未収金	688	資 本 金	1,772
長期貸付金	5	資 本 剰 余 金	1,633
破産更生債権等	1	利 益 剰 余 金	20,440
長期前払費用	1	自 己 株 式	△401
繰延税金資産	706	その他の包括利益累計額	579
差入保証金	480	その他有価証券評価差額金	687
その他	98	為替換算調整勘定	△69
貸倒引当金	△688	退職給付に係る調整累計額	△38
資 産 合 計	46,729	純 資 産 合 計	24,025
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	46,729

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		51,123
営業費用		45,285
営業利益		5,838
販売費及び一般管理費		2,405
営業利益		3,432
営業外収益		
受取利息	0	
受為取配当	40	
受為取替差	35	
受助取成補金の収	19	
受助取成補金の収	20	
受助取成補金の収	71	
営業外費用		187
支保そ経		
支保そ経	55	
支保そ経	30	
支保そ経	2	
特別利益		88
特別利益		
特別利益		3,531
特別損失		
特別損失		
特別損失	22	22
特別損失		
特別損失	7	
特別損失	33	
特別損失	0	
特別損失	11	
特別損失	0	
税金等調整前当期純利益		53
法人税、住民税及び事業税	1,110	3,499
法人税等調整額	115	1,226
当期純利益		2,273
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		2,273

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,772	1,634	18,471	△330	21,548
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△386		△386
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,273		2,273
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△0			△0
連結範囲の変動			81		81
自己株式の取得				△70	△70
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	△0	1,968	△70	1,897
当 期 末 残 高	1,772	1,633	20,440	△401	23,445

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	552	△45	△28	477	7	22,033
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△386
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,273
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						△0
連結範囲の変動						81
自己株式の取得						△70
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	135	△23	△9	102	△7	95
当期変動額合計	135	△23	△9	102	△7	1,992
当 期 末 残 高	687	△69	△38	579	-	24,025

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,014	流 動 負 債	4,409
現金及び預金	471	営業未払入金	120
営業未収金	31	短期借入金	3,937
未収消費税	150	リース債	65
貯蔵品	1	未払費用	104
前払費用	99	未払法人税等	5
関係会社短期貸付金	250	前受り	81
その他	9	預りの	89
		その他	4
固 定 資 産	25,208	固 定 負 債	5,598
有 形 固 定 資 産	19,970	長期借入金	4,012
建物	8,350	リース債	247
構築物	250	役員退職慰労引当	113
機械及び装置	222	繰延税金負債	728
工具、器具及び備品	44	資産除去債	18
土地	10,811	預り保証金	474
リース資産	290	その他	5
無 形 固 定 資 産	83	負 債 合 計	10,008
ソフトウェア	58	純 資 産 の 部	
電話加入権	16	株 主 資 本	15,539
水道施設利用権	0	資本金	1,772
リース資産	6	資本剰余金	1,627
投資その他の資産	5,155	資本準備金	1,627
投資有価証券	1,448	その他資本剰余金	0
関係会社株式	3,614	利 益 剰 余 金	12,540
差入保証金	59	利益準備金	157
その他	33	その他利益剰余金	12,382
		固定資産圧縮積立	1,683
		別途積立	4,465
		繰越利益剰余金	6,233
		自 己 株 式	△401
		評価・換算差額等	675
		その他有価証券評価差額金	675
資 産 合 計	26,223	純 資 産 合 計	16,215
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	26,223

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営業収益		
不動産賃貸収入	2,546	
経営指導料収入	412	
関係会社受取配当金	675	
その他の事業収入	94	3,728
営業原価		
不動産賃貸原価	1,445	
その他の事業費	34	1,479
営業総利益		2,249
販売費及び一般管理費		1,083
営業利益		1,165
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	38	
保育園運営収益	13	
その他の	4	56
営業外費用		
支払払利息	51	
保育園運営費用	30	
その他	1	83
経常利益		1,138
特別利益		
固定資産売却益	5	5
特別損失		
固定資産除却及び売却損	7	7
税引前当期純利益		1,136
法人税、住民税及び事業税	174	
法人税等調整額	△30	144
当期純利益		991

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										株主資本計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金計	自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金計		固 定 資産圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,772	1,627	0	1,627	157	1,754	4,465	5,557	11,934	△330	15,004
当期変動額											
固定資産圧縮 積立金の取崩						△70		70	-		-
剰余金の配当								△182	△182		△182
剰余金の配当 (中間配当金)								△203	△203		△203
当期純利益								991	991		991
自己株式の取得										△70	△70
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△70	-	675	605	△70	535
当期末残高	1,772	1,627	0	1,627	157	1,683	4,465	6,233	12,540	△401	15,539

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	549	549	15,554
当期変動額			
固定資産圧縮 積立金の取崩			-
剰余金の配当			△182
剰余金の配当 (中間配当金)			△203
当期純利益			991
自己株式の取得			△70
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	125	125	125
当期変動額合計	125	125	661
当期末残高	675	675	16,215

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

カンダホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 若尾 慎一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 富樫 高宏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、カンダホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カンダホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

カンダホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 若尾 慎一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 富樫 高宏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カンダホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第111期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、監査役会は、当社が法令遵守の徹底とコンプライアンスを確実に実行させるための施策を強化し、当社および子会社の取締役および使用人に対しコンプライアンスに関する研修等を実施し、当社および子会社における不正事件や不祥事の未然防止に取り組んでいることを確認しております。今後も引き続き注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

カンダホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 土屋 ミチ子 ㊟

社外監査役 真下 芳隆 ㊟

社外監査役 大室 幸子 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区大手町一丁目4番1号
KKRホテル東京 11階 孔雀の間
電話 03-3287-2921



(会場までの交通機関)

都営地下鉄三田線、新宿線：「神保町駅」下車A9出口徒歩5分

東京メトロ東西線：「竹橋駅」下車大手町寄り3b出口から専用通路すぐ

東京メトロ千代田線：「大手町駅」下車C2b出口徒歩5分

JR「東京駅」(丸の内口)から車で5分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。